

令和7年度大村市奨学生募集要領(在学募集)

募集期間

令和7年4月1日(火)～4月30日(水)(必着)

【大学等】

本制度は、経済的理由により修学の継続が困難な者に対して、修学の便宜を図り、もって有為な人材を育成し、教育の振興に寄与することを目的とする。

1 貸与資格

次の項目のすべてに該当すること。

- (1) 市内に住所を有すること、または本人と生計を一にする者で市長が認めるものが市内に住所を有すること。
- (2) 大学、短期大学、専修学校(専門課程)に在学する者で、学業成績が良好なものであること。
(通信教育による教育にかかるものを除く。)
- (3) 経済的理由により修学の継続が困難と認められること。

収入基準額の目安

○給与所得の場合(年収)	3人世帯…800万円以内程度	4人世帯…872万円以内程度
	5人世帯…933万円以内程度	
○給与所得以外の場合(年収－必要経費)	3人世帯…392万円以内程度	4人世帯…464万円以内程度
	5人世帯…525万円以内程度	

※基準額は、世帯人数、就学者の有無等により異なります。

※所得額の算定方法については、長崎県育英会に準じたものを使用しています。

2 貸与金額

月額 30,000円

3 貸与期間

在学する学校における正規の修業期間とします。

4 出願手続き

願書に必要書類を添付し、大村市教育委員会に提出をお願いします。

※募集期間にご注意ください。

5 提出書類

- (1) 奨学生願書(様式第1号)
- (2) 奨学生推薦調書(様式第2号)
(新1年生は卒業した高校の学校長、それ以外の者は在学校の学校長)
- (3) 申請者及び申請者と生計を一にする方の居住状況を確認されることについての同意書
又は住民票謄本(生計を一にする方全員について記載してあるもの)
- (4) 申請者及び申請者と生計を一にする方の所得状況を確認されることについての同意書
又は所得証明書(令和5年分の所得に係るもので、同一生計で所得がある者全員分)

(5) 年金・恩給の受給額が分かるものの写し
(令和5年分の受給に係るもので、同一生計で年金及び恩給を受給する者全員分)

(6) 在学証明書（本人分、高校・大学等に在学している兄弟姉妹分）

(7) 作文

- ・大村と私の未来
- ・将来の目標に向かって努力し続けていること
- ・大村市に生まれ育ちよかったと思うこと

以上の3テーマの中から1つを選択し、記述してください。(400字原稿用紙2〜3枚程度)

(8) 事務連絡表

※その他、必要な書類の提出をお願いする場合があります。

6 採用決定通知 令和7年6月上旬予定

7 連帯保証人

大村市奨学生として採用された場合、2名の連帯保証人が必要

- (1) 第一連帯保証人：原則として父母等（親権者）
- (2) 第二連帯保証人：原則として市内居住で、本人・第一連帯保証人と別生計の者

8 奨学金の交付

年4回（3か月分を4月・7月・10月及び1月）交付予定

※ただし、新規採用者は4月分と7月分を、まとめて7月に交付します。

9 奨学金の返還（無利子）

- (1) 貸与の終了した翌日から起算して6か月を経過した後から返還開始
- (2) 貸与期間の2倍の期間内（3年間貸与の場合は6年間、4年間貸与の場合は8年間）で返還
- (3) 奨学生であった者が進学したとき又は災害、疾病等により返還が困難となったときは、返還の猶予を願い出ることができる。

10 奨学金の返還に対する補助金

貸与が終了し、返還途中で、大村市内に3年以上定住、貸与総額の2分の1以上の返還、長崎県内に就職等、一定の要件を満たした方は、奨学金の返還を補助します。（予算が成立しているなどその他要件があります。）

11 申請書の提出先及び問合せ先

申請書は下記に提出してください。また、その他ご不明な点はお問い合わせください。

長崎県大村市教育委員会教育総務課

〒856-8686 長崎県大村市玖島1丁目25番地

電話：0957-53-4111（内線363） FAX：0957-52-9700

メールアドレス：kyouiku@city.omura.nagasaki.jp